



第 260 号



- 健全な静脈ビジネスの発展に向けた講習会 第6回開催
- 静脈物流効率化・高度化のための検討会
- 指定廃棄物の今後の処理の方針について（概要）
- 行政だより 東京都、産業廃棄物担当等関係職員の人事異動を発令
- 平成24年度認定講習会（処理業許可・特管責任者）日程表



有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。
東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2011年度収集運搬業(積替え保管を除く) 中間処理業
産廃エキスパート
認定番号 2-11-A0012
認定番号 2-11-C0012

ありあけこうぎょう 検索
http://www.aknet.co.jp/

有明興業株式会社
ARIAKE KOUGYO CO., LTD.
〒136-0093 東京都江東区若洲 2-9-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919

リサイクルポート

東京港における民間施設バース

循環資源の陸送・保管・海上の一貫輸送システムを構築
モーダルシフトでCO₂削減



- 産業廃棄物処分業(コンクリート塊の破碎2,040トン/日)再生砕石、再生砂の販売
- 産業廃棄物収集運搬業(保管積替を含む)陸上・海上輸送共可能
保管積替(汚泥、燃え殻、鉱さい)
積替え(上記種類の他に廃油、廃プラスチック類、金属くず、ガラス、コンクリート・陶磁器くず、ばいじん、がれき類)
- 汚染土壌の陸上海上輸送

日栄産業株式会社 TEL. 03-3790-7400
〒143-0003 東京都大田区京浜島3-5-2 FAX. 03-3790-7401
http://nichiei-sangyo.jp

MS JAB 2015
ISO14001 2004取得

東京都 産廃エキスパート
認定番号 2-11-A0012
認定番号 2-11-B0022

中間処理業 2-11-C0027
収集運搬業 2-11-B0022

健全な静脈ビジネスの発展に向けた講習会 第6回「産業廃棄物やリサイクルなどの静脈産業を巡る動き」で講演	2
静脈物流効率化・高度化のための検討会 =今後の検討課題を整理=	4
法制度検討委員会検討テーマより ～「委託」と「請負」と「委任」の違いについて～	12
[環境省] 指定廃棄物の今後の処理の方針について(概要)	15
[行政だより] 東京都、産業廃棄物担当等関係職員の人事異動を発令	19
平成24年度認定講習会(処理業許可・特管責任者) 日程表※関東地域 -平成24年4月～平成25年3月-	20
「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について(お知らせ)	22
[女性部だより] 熱回収施設設置者認定 (株)クレハ環境 かながわ事業所の見学会を実施	24

平成24年度東京都「優良性基準適合認定制度」申請説明会について(お知らせ)	11
委員会報告(中間処理委員会、医療廃棄物委員会、多摩支部、建設廃棄物委員会)	26
協会の主な今後の日程	27
地球温暖化対策 壁紙で発電～太陽光発電の未来	28
身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part64	29
よろず相談(法律・欠格要件に該当した場合の二つの通知義務 改正法における適用)	30
お江戸ぶらぶら歩る記	38
事務局だより・編集後記	40
表紙の言葉	25

健全な静脈ビジネスの発展に向けた講習会

第6回「産業廃棄物やリサイクルなどの静脈産業を巡る動き」で講演

(株)東京産業廃棄物協会は東京都からの受託事業「健全な静脈ビジネスの発展に向けた講習会」第6回（最終回）を3月6日（火）に開催し、総勢180名の参加があった。

2月7日（火）から始まった講習会事業の最終回は、これまでのまとめの講習会として、最新業界事情、これからの産廃業など、「産業廃棄物やリサイクルなどの静脈産業を巡る動き」という講演内容で行われた。



「健全な静脈ビジネスの発展に向けた講習会」風景

第1部はリサイクルビジネス講座という副題で講師は(株)NTTデータ研究所の林孝昌氏にお願いした。



林氏

林講師は、主に関西周辺の自治体を対象とした廃棄物、リサイクル分野の調査・コンサルティングプロジェクトを実施してきており、また官公庁における産業政策、環境政策立案に資する調査研究業務なども行い、事業戦略、事業化支援に詳しい方で、これまでの経験を通じて伝えたいことをわかりやすく説明された。

産業廃棄物の排出量は年間4億トン前後であり、大きな変化はないが、廃棄物処理業の事業所数は拡大していると指摘し、収益構造も変化しているということであった。

また、「産業廃棄物処理業は成長産業であり、まさにリサイクルビジネスへと成長していく。そのキーワードは、①グローバルなサプライチェーンの意識、②自社事業を分析して、強み、弱みの把握、③ターゲットの事業ドメインの明確化、④独自ビジネスモデルやサービスによる他社差別化、⑤業界内の枠に捕われることなく時流を掴む、の5つで、一般的な

ビジネスと変わらない。リサイクルビジネスには、収集運搬業、処理・解体業、流通業、素材メーカーの4類型がある。まずは、自社の立ち位置を確認した上で事業ドメインの再設定や利益構造の変革を行うことが重要である。そして、業界内の枠に捕われることなく時流を掴むことが重要である。」との話があった。

最後に、規制産業に特有の現状維持思考から脱却し、「勝つためのビジネスモデル」と「勝つための戦略」を考え抜いてこそ、リサイクルビジネスの成長が期待できる、と締めくくった。



森氏

第2部は、「資源循環型社会への挑戦」と題して、(公財)東京都環境公社理事長で前環境局次長の森浩志氏にお願いした。

森講師は、廃棄物問題の第一人者であり、経験の豊富さでは右に出る者がいないというほどの方で、参加者は、終始なごやかに語りかけるような話に聞き入っていた。

はじめに、これからは、3R中心から総合的な資源戦略への展開、資源循環で大切な物質フローの視点、温暖化対策にも寄与する循環型社会の構築、が大切であり、静脈ビジネスを発展させるためにも、これらのことを念頭に置きつつ事業展開していくことが必要である、と強調された。また、持続可能な資源利用がなされるべきであるとして、①できる限り再生可能資源を利用、②再生不可能な資源を利用する場合は、他の物質やエネルギー源でその機能を代替できる範囲内、

③環境負荷は、生態系の機能を維持でき、環境の自浄能力の範囲内、の3点を目指していくことだ、と話された。そのためには、天然資源採取量、温室効果ガス排出量、廃棄物最終処分量の3つの削減に総合的に取り組む新たな資源循環戦略の構築が必要である、との話があった。

改めて循環型社会とは何か。発生抑制、資源の循環的利用、廃棄物の適正処分を進めることで天然資源消費の抑制や環境への負荷低減に繋げていくことに答えることは意外に難しい。この講習会で再認識できたのは大変意義深い。

最後に、連携・協業が生み出す新たな循環ビジネスがあり、廃棄物処理業界、製造・販売・流通業界、リサイクル業界が輪の中にあること、また、これからの廃棄物事業に大切なこととして、Pride（誇り）Dream（夢）Mission（使命）を掲げて頂いた。

静脈産業といわれる産業廃棄物処理業界にとって、今後の展望を明るいものにしていく原動力として、このPDMを胸に刻んで日々取り組んで行けば適正処理は勿論、資源循環が促進され、自ずと環境への負荷低減を実現できるものと確信した。

以上、これまで延べ6日間にわたり東京都主催「健全な静脈ビジネスの発展に向けた講習会」が開催されたが、延べ参加者数も約550名とますますであった。今後の成果が期待できるのではないだろうか。協会会員でない方の参加も多く、継続的な事業として取り組むことが重要であると感じた。

(事務局長 井野 記)

静脈物流効率化・高度化のための検討会 ＝今後の検討課題を整理＝

東京都環境局廃棄物対策部は、静脈物流の効率化・高度化を模索するため、昨年12月26日に第1回の検討会を開いて以来、課題の検討・整理を進めていたが、3月19日「現状認識と今後の検討課題」をまとめた。多くの会員が関心を持つべき重要な課題であるので、抜粋ではあるが資料として掲載し紹介する。

23年度は課題の整理で一区切りとし、24年度においては、具体的な提案を目指した検討が予定されている。大変難しい課題に対し、制度の改善をも含む検討にチャレンジされていることに敬意を表したい。

なお、静脈物流効率化・高度化のための検討会の委員は以下の10名であり、これに木村廃棄物対策部長ほか行政職員が参加し議論が進められたものである。

- 五十嵐和代 (東京産業廃棄物協会・常任理事)
- 上田 雄健 (東京都リサイクル事業協会・会長)
- 大崎 順介 (東京ビルディング協会・事務局次長)
- 岸 正 (東京ビルメンテナンス協会)
- 佐藤 泉 (弁護士)
- 立尾 浩一 (日本環境衛生センター・調査課長)
- 中山 卓三 ((株)モスフードサービス・CSR推進室社会環境グループリーダー)
- 細田 衛士 (慶應義塾大学経済学部教授)
- 増井 忠幸 (東京都市大学環境情報学部教授)
- 増淵 千人 (東京廃棄物事業協同組合・専務理事)

また、検討会の運営を含めた基礎調査の受託者は(株)日通総合研究所である。以下に資料を添付する。

〈資料〉

検討会のスコープ

・廃棄物の資源化の促進と、廃棄物回収の低炭素化を図ることを踏まえ、対象業種と廃棄物を下表のように整理し、本検討会の主たる検討範囲をオフィス・テナントビルとする。

	業種	事業系一般廃棄物				産業廃棄物				
		紙類	可燃ごみ	食品廃棄物	弁当がら	飲食用ビン・缶類	ペットボトル	発泡スチロール・廃プラ	蛍光管・乾電池	廃食用油
オフィスビル	金融(銀行など)、建設・不動産・エネルギー関連(ディベロッパー本社等)、外食(チェーン本社等)、IT・通信関連(携帯本社等)、製造業(素材・電機・自動車・機械・生活用品・食品本社等)、流通・小売(スーパーコンビニ本社、店舗等)、運輸(鉄道等)、マスコミ(テレビ局等)、サービス(飲食店等)など	コピー・OA用紙・機密文書等 雑誌/パンフレット等 新聞紙 段ボール ミックスペーパー 紙コップ	資源化に適さない紙類 厨芥・茶殻 木・草・繊維・吸殻等	飲食店等からの食品リサイクル対象廃棄物等 (社員食堂等から出る食品リサイクルの対象のため可燃ごみになっている)	多量の場合産廃に流れている分もある	一部テナントが自己回収	きれいなプラスチック汚れたプラスチックに分ければさらに資源化の道はあるが...	まとまった段階で回収・適正処理	まとまった段階で回収・資源化	

☆管理形態によって差はあるが、オーナー・管理会社等が一般廃棄物の管理責任者となっている。

II 課題の整理

廃棄物処理契約における排出事業者について
マニフェストと計量について
車両における効率化について
弁当がらの取扱について
最低処理料金の設定について
再生利用指定制度の弾力的運用について
許可の広域化について
再委託について
産業廃棄物処理施設の許可について

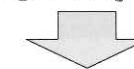
※今後、法律の改正が必要か、運用の変更で対応可能か、民間のパートナーシップで推進できるかなどの視点から検討を進める。

廃棄物処理契約における排出事業者について

・各テナントが排出事業者として契約の主体→1棟でテナント300軒との契約本数が品目ごとに3600以上となる等の実態が生じている。
→そのようにしなければ適正処理が確保できないのだろうか？

・平成22年12月22日グリーンイノベーションWG(第7回)において、環境省から「契約締結に関し、委任状を交付し委任するのであれば、各テナント会社はその排出事業者責任までをも転嫁しうるものではないが、ビル維持管理会社等が一括して委託契約を締結することは可能である。」との見方が示された。

・排出事業者であるテナントと保管場所を管理しているオーナーや管理会社はともに廃棄物の減量・適正処理に取り組んでおり、排出事業者はそのどちらかではないと考えることも可能ではないか(100%:0%ではない)。



・そのため、オフィス・テナントビルや商業施設において、適正に回収・処理されるシステムが確立している場合には、適正処理を担保するための契約書の締結は、ビル単位でまとまりを持たせることを可能とすべきではないか。

・ただし、一律の統制ではなく選択肢を広げる方向で検討。

・また、事務手続きの簡素化、電子契約の普及を促進していくべきである。

◇検討事項◇

東京都として、排出事業者を集約化した契約事務を認めていく際の課題や方法論を検討していく必要があるのではないか。

11

車両における効率化について

・3Rの推進で分別が求められているが、一般廃棄物と産業廃棄物の混載を禁止しているために、行き先ごとに違う車両で運搬する等、資源化の推進によって車両台数の増加を招いている。

・一方で不適正処理を前提とする混載を行う処理業者はいる。

・そこで、静脈物流効率化のため、排出事業者との合意があれば、一定の条件のもと、例のような限定した範囲内での混載を認めることはできないか。

(例)・少量の蛍光管や乾電池などを助手席に積むこと。

・資源物(ビン・缶・ペットボトル)を混載すること。

参考)他に一般廃棄物の収集運搬車両を特別区の専用車両とすることを要綱により規定していることなども車両台数を多く保有しなければならない理由のひとつとなっている。

◇検討事項◇

例のような混載を認めた場合の適正処理確保のための条件付けは何か。

→自社の中間処理・リサイクル施設、一般廃棄物処理業許可を有する産廃施設への搬入車両から混載をスタートさせるなどはどうか。

13

マニフェストと計量について

環産産発第110317001号平成23年3月17日産業廃棄物管理票制度の運用について(通知)

・管理票の交付については、例えば(中略)ビルの管理者等が当該ビルの賃借人の産業廃棄物の集荷場所を提供する場合、(中略)のように、産業廃棄物を運搬受託者に引き渡すまでの集荷場所を事業者¹に提供しているという実態がある場合であって、当該産業廃棄物が適正に回収・処理されるシステムが確立している場合には、事業者の依頼を受けて、当該集荷場所の提供者が自らの名義において管理票の交付等の事務を行っても差し支えないこと。

・GPSの搭載された車両で運搬されており、計量が確実である場合等、適正処理のシステムが確立している場合には、廃棄物引渡し時と必ずしも同時ではなくてもよいのではないか。ただし、排出事業者と処理業者の間で取り決めを交わし、排出事業者が確認できる体制整備は必要になると考えられる。

◇検討事項◇

正確な計量と報告のための仕組みはどのようにあるべきか。

12

弁当がらの取扱について

・平成11年に産廃として隣県に流出した廃プラがダイオキシンの発生原因ではないかと問題になり、「弁当がら」を残飯が付着していることから一般廃棄物として取り扱うこととなり、現在も中防不燃ごみ処理センターで破碎後、そのまま埋め立てられている。この取扱は他県と見解が分かれているところである。

・一方、プラスチック類(産廃)として処理されている弁当がらもある。性状としては、家庭ごみのその他容器包装プラスチックとなんら変わりのないものであるが、洗浄処理が必要となることなどから、産廃で処理される場合も原則として焼却処理である。

・弁当がらについては、運搬に伴うCO2の問題や臭気などの影響から都内処理とすべきである。

・さらに、事業系の少量の廃プラについても、資源化の道を検討すべきではないか。

◇検討事項◇

運搬距離が短い清掃工場で受け入れるべきではないか。

14

最低処理料金の設定について

- ・法第7条第12項は、一般廃棄物処理業者は「条例で定める収集及び運搬並びに処分に関する手数料の額に相当する額を超える料金を受けてはならない」としており、処理料金の上限を設定している。
- ・23区では、清掃工場への持込手数料を14.5円/kg、廃棄物処理料金(23区内で事業系一般廃棄物を委託処理する際(運搬を含む)の上限額)を32.5円/kgとしている。
- ・上限設定により3Rの推進という要請から高度な処理を行う際のコストを反映した料金を徴収できない。また、入札等により廉価な処理料金で請け負うなど、適正処理の確保に懸念が生じている。
- ・廃棄物の処理に最低処理料金を設定すべきではないか。

参考：産業廃棄物処理料金(東京都環境整備公社城南島エコプラント)

廃プラスチック類	388.5円/10kg(税込)
ガラス・陶磁器くず	346.5円/10kg
ゴムくず	346.5円/10kg
金属くず	262.5円/10kg
上記の混載物	388.5円/10kg

◇検討事項◇

入札等における最低価格設定等の検討、独占禁止法における不当廉売の判断

15

再生利用指定制度の弾力的運用

- ・施行規則第2条の3第2項(一般廃棄物)、第9条第2項(産業廃棄物)は、再生利用されることが確実であると都道府県知事が認めた一般廃棄物または産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者であって区市町村(一廃)又は都道府県(産廃)知事の指定を受けたものは許可不要としている。
- ・再生利用指定制度は、排出現場からの処理(収集運搬及び処分)及び当該産業廃棄物を処理したものの利用現場などを特定した上で、産業廃棄物処理業の許可を不要とすることが必要であり、かつ、適当であると判断される場合に限り、個別に指定するもの(個別指定)と、都道府県内で同一形態の取引が多数存在する場合に指定するもの(一般指定)がある。
- ・廃棄物処理法の規制により進まない再利用を進める上で弾力的に運用することを検討していくべきではないか。

例) 戻り便を活用した再利用など

◇検討事項◇

再生利用指定制度の普及、自治体間の連携、
一般廃棄物(食品廃棄物等)に関する広域処理の必要性

16

再委託について

- ・廃棄物処理法第14条第16項は、再委託を禁止している。
- ・一方、動脈物流は、稼働率を高めるために輸送能力(車両数)を最小にし、超えた分を再委託することによって、低コスト化を図るところであるが、静脈においてはピークに合わせた最大能力を確保しておかなければならないため、一定程度の価格を下げられない。
- ・再委託に代わる手法として、建設系JV等のように廃棄物処理業者側を1社ではなくグループで契約を結び、得意不得意の地域割りをすることなどが考えられる。
- ・また、事業系のオフィスビルや商業施設、独立店舗等のチェーン店から排出される産業廃棄物の運搬等に関しては、排出事業者の了解を得て、一定の基準を設けた上で、廃棄物処理会社のグループ化等により弾力的運用を可能とし、静脈物流を効率化していくことを検討する必要があるのではないか。
- ・一方、国の規制・制度改革に係る追加方針(平成23年7月22日閣議決定)「優良事業者による合理的な範囲での再委託の実施」にも留意する必要がある。

◇検討事項◇

排出者(チェーン店本部等)への働きかけ、優良事業者による合理的な範囲での再委託の仕組みはどのようにしたらよいか。

17

許可の広域化について

- ・廃棄物処理法第7条第1項は、「一般廃棄物の収集又は運搬を業としておこなおうとする者は、当該業を行おうとする区域(運搬のみを業として行う場合にあっては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。)を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。」としている。
- ・しかしながら、23区では各区の許可が欲しいために処理業者が1箇所のみ作業場所を設けるなど、非効率を招いている。23区内の許可の合理化、2年間という更新期間の延長を検討していくことが必要ではないか。
- ・また、食品リサイクル法により、一般廃棄物も広域で処理される必要が生じており、都内におけるより広域的な処理と許可のあり方を検討していくべきではないか。
- ・一方、産業廃棄物については、もとより広域に移動しており、県単位の許可よりさらなる広域化を検討していくことも必要ではないか。

◇検討事項◇

広域処理の方法、監視業務との整合性

18

産業廃棄物処理施設の許可について

- ・法第15条に定められる令第7条の産業廃棄物処理施設は、一定の能力要件を求めており、破碎機などの機械導入を前提としている。しかしながら、中間処理の前処理として選別処理(手選別など)を前提としていないため、現在は選別単独での許可は出していない。
- ・3Rの推進という時代の要請などにより、プラスチックや電子機器などの選別処理の必要性が高まっていると考えられる。手選別であっても人の技術の賜物であり、技術的要件を必要とすると考えられる。そのため、選別のみ施設許可を認めるべきではないか。
- ・また、現在処理施設の許可の際に計量機の設置を求めていないが、適正処理を進める上で計量は重要な要素であり、今後要請も高くなっていくため、許可の要件とすべきではないか。

◇検討事項◇

既存の施設への考慮、手選別後の適正処理の確保

物流効率化の方策についての示唆

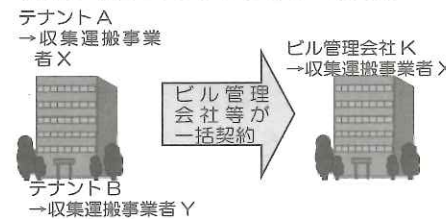
	名称	特徴	概要
動脈	パナソニックと朝日新聞の共同配送	全くの異業種による共同配送	新聞の配送の帰り便を活用した空車の削減
	アスクルの事務用品のネット販売事業	業界内の競合他社との物流の相乗り	オフィスへの文房具等の納品の共同化(同一トラック運送事業者の利用)
	佐川急便の大規模商業施設における納品物流の集約	ビルごとに納品車両台数を削減	それぞれのテナントが勝手に商品等を発注するため、納品車両台数が膨大となり、周辺交通へ大きな影響を及ぼす。この納品車両を別の物流センターで一旦集約し、まとめて納品する
	吉祥寺方式物流対策委員会	吉祥寺の商店街が主体となって運営する協議会での荷捌き対策	商店街の店舗等への納品車両による周辺道路環境対策として、駐車場の斡旋と共同集配を実施
	MRV対応型クラウドアプリ開発	燃費を正確に把握・収集するアプリの開発	東南アジア等でデジタコによる運行情報(位置と燃費)をモバイル回線によって収集し、正確なCO2排出量を把握して、排出権取引の実現を目指す
静脈	計量器付車両	投入するだけで重量が計量できる車両	ロードセルによって、パッカー車の積載重量を計測し、顧客別・ごみ種別ごとに記録する
	マニフェスト発行システム	電子マニフェストに連鎖可能な支援システム	収集運搬・処理業者向けに、廃棄物の収集情報を管理するソフト

・今年度のまとめの方向性:回収効率向上のための制度の運用

➤ 回収の効率化による三方よしを目指して

行政が方向性を示すものの例

① オフィス・テナントビルの一括契約

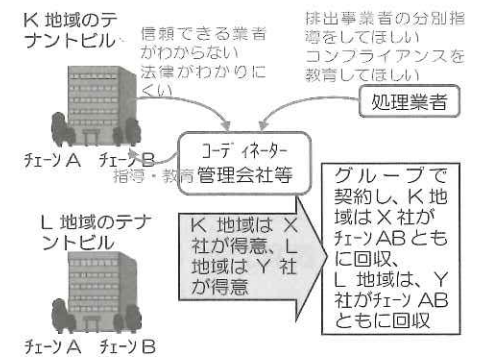


② 混載



民々主体で進めるものの例

③ 同業他社でグループ契約



お知らせ

産廃エキスパート・産廃プロフェッショナル認定

平成24年度 東京都「優良性基準適合認定制度」申請説明会

平成24年度「優良性基準適合認定制度」申請説明会を下記のとおり開催いたします。今回は、平成23年度に実施された制度改正や申請手続き方法を中心に、説明を行います。

1. 開催日時

新規申請者対象: 平成24年5月9日(水) 14:00~16:00
平成24年5月10日(木) 14:00~16:00
更新申請者対象: 平成24年5月14日(月) 14:00~16:00
平成24年5月15日(火) 14:00~16:00

各回の内容は同じです

2. 開催場所

東京都トラック総合会館(4階会議室)
東京都新宿区四谷3丁目1番8号
最寄駅: JR総武線、中央線および丸の内線、地下鉄南北線「四ッ谷駅」下車、徒歩15分。地下鉄丸の内線「四谷三丁目駅」下車、徒歩約2分。
※なお、会場には駐車場が無いので、公共交通機関をご利用ください。

3. 合同開催

東京都 環境局、(社)東京産業廃棄物協会公益財団法人、(公財)東京都環境公社

4. 申込方法

公社ホームページにある申込フォームより申し込んでください。
申込締切は、5月2日(水)までです。

＜お問い合わせ先＞
(公財)東京都環境公社 優良性認定評価室
鈴木・菅原 03-3644-1381

法制度検討委員会検討テーマより ～「委託」と「請負」と「委任」の違いについて～

弁護士 芝田 麻里

1月の法制度検討委員会で、「委託」と「請負」と「委任」の相違について質問があり、3月の法制度検討委員会における検討テーマとなりました。

質問は、「『委託』という用語をよく聞かすが、『委託』と『請負』と『委任』はどう違うのか。または、三者は同じなのか。」という質問でした。

質問に対する回答は、次のとおりです。

1 「委託」と「請負」と「委任」の相違について

まず、「委託」とは、他人にある仕事の処理をたのむ、という一般的な用語であって、「請負」と「委任」のどちらも含む概念です。すなわち、「委託」が「請負」であることもありますし、「委託」が「委任」であることもあります。

これに対して、「請負」と「委任」は、それぞれ契約の性質と契約の効果が民法上規定された法律上の契約類型で、ある契約が「請負」に該当すると判断されると「請負」契約の効果が発生し、「委任」契約に該当すると判断されると「委任」契約の効果が発生します。

2 「請負」と「委任」の相違について

(1) 契約の内容の相違

ア 請負とは？

「請負」とは、請負人がある仕事を完成し、それに対して注文者が報酬を与えることを約束する契約（民法632条）のことで、「仕事の結果（成果）」に対して報酬が支払われるものをい

ます。従って、頼まれた仕事が完成して初めて報酬請求権が発生し、仕事が完成しなかった場合は、報酬請求権は発生しません。

例えば、大工さんに自宅の建築を頼んだとします。大工さんは家が完成して初めて報酬を請求することができます。もし8割完成した段階で、火事であって家が燃えてしまった場合、大工さんは8割分の報酬を請求することはできません。また最初から作り直して完成させて注文主に引き渡して初めて報酬請求権が発生します。

イ 委任とは？

これに対して、「委任」とは、当事者の一方が法律行為その他の事務の処理を相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって効力を生ずる契約（民法643条）で、頼まれた事務の処理（仕事の遂行）それ自体が契約の目的となっています。請負の場合と異なり、「仕事の結果」に対して報酬が支払われるのではなく、事務の処理それ自体に対して報酬が支払われます。

例えば、癌にかかって医者治療を頼んだとします。医者は患者の癌の治療に最善を尽くしますが、最善を尽くしさえすれば、たとえ癌が治らずに、不幸にして患者さんが亡くなったとしても診療報酬債権は発生します。仮に、医者に対する治療の依頼が「請負」だとすると、「病気の完治」という結果が発生しないと診療報酬は発生しないことになります。

(2) 契約の効果の相違

では、ある契約が「請負」であると判断され、あるいは「委任」であると判断されるとどのような効果の違いが生じるのでしょうか。

ア 報酬請求権の発生に関して

まず、前述のように、請負であると判断されると、頼まれた仕事が完成しなければ報酬請求権は発生しませんが、委任であると判断されれば、頼まれた仕事を遂行しさえすれば、仕事の完成の有無に関わらず報酬を請求することができます。

イ 労災保険の適用に関して

また、建設現場では、工事全体を一つの事業として取り扱い、元請業者が一括して保険料を納付しますので、工事が請負によってなされる場合、労災保険金の納付は元請業者が一括して行うことになります。これに対して、委任であると判断されると元請の労災保険の傘には入らないこととなります。

ウ 印紙税の違いについて

また、廃棄物の収集運搬等の契約書の印紙に関し、請負契約と判断されると印紙税法別表1の2号文書として扱

れるのに対し、委任契約として判断されると1号文書として扱われます。すなわち、請負として扱われた方が印紙税は安くなります。これは契約書の書き方によって違いが生じるので、契約書の書き方に注意が必要です。

エ 使用者責任の発生の有無

従業員が工作中的事故等により、他の従業員、あるいは通行人等の第三者に被害を与えた場合、使用者（会社）は、「使用者責任」により、その被害者に対して損害の賠償を負わなければならない（民法715条）。

請負の場合、一般には、元請業者と下請業者は、使用者と被用者（従業員）の関係にはありませんが、元請業者が現場で下請業者の監督に当たっている場合など、元請業者が下請業者に対して指揮命令監督権を有していたと解される場合には、元請業者が下請業者の「使用者」として、下請業者の従業員の起こした事故について責任を負う場合があります。

一方、委任契約が締結された場合、委任者の使用者責任が問題となることはまずありません。

オ 時効期間の差異

委任契約であると判断された場合、委任契約に基づく報酬請求権の時効期間は商事時効で5年となります（商法522条）（一般の民事上の時効期間は10年）。

これに対して、請負契約であると判断された場合には、請負契約の内容によって、さらに時効期間が短くなる場合があります。

具体的には、①工事請負代金については3年（民法170条2号）、②製造請負代金債権については2年（民法173条2号）、③運送請負代金については1年（民法174条3号）で時効にかかります。

そこで、請負代金債権については、請求権を有している場合には、時効にかからないように注意する必要があります。

3 他人に労務を委託する場合の契約類型

契約類型	契約の性質	他の契約との違い
雇用	当事者の一方（労働者）が相手方（使用者）に対して、労務に服することを約束し、相手方（使用者）がそれに対して報酬を与えることを約束することにより成立する契約。 ＝他人の労務それ自体を利用することを目的とする契約（民法623条）	被用者（従業員）は雇い主（使用者）の指揮命令監督にしたがう＝指揮命令監督関係 ○請負・委任≠指揮命令監督関係 → 契約書等で「請負」と書かれてあっても、注文者と請負人との関係が指揮命令監督関係にある場合には、「雇用関係」とみなされる場合がある。
請負	請負人がある仕事を完成し、それに対して注文者が報酬を与えることを約する契約（民法632条） → 仕事の完成と報酬が対価関係	○請負：仕事の完成を目的とする ○雇用・委任：労務の提供自体が目的（報酬は仕事の結果＝完成品に対して支払われるものではない）
委任（準委任）	当事者の一方が法律行為その他の事務の処理を相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって効力を生ずる契約（民法643条）。 （準委任：法律行為以外の事務の処理を相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって効力を生ずる契約）	○委任：統一的な事務の処理（不動産の売買、賃貸、訴訟事件の処理、病気の治療等）を目的として、委託者の指揮命令監督を受けず、自由な裁量で事務の処理を行う契約（ex. 医者、弁護士等） ○雇用との違い → 指揮命令監督関係にない ○請負との違い → 仕事の完成（結果）を目的としない（事務の処理・遂行自体が目的）（ex. 治療行為を行うことが目的であって、病気が完治しなくても診療報酬が発生）（その代り、善管注意義務）

指定廃棄物の今後の処理の方針について（概要）

平成24年3月30日
環 境 省

1. 経緯

今年1月1日から完全施行された放射性物質汚染対処特措法において、放射性セシウム濃度が8,000Bq/kg を超過する指定廃棄物（ごみ焼却灰、浄水発生土、工業用水汚泥、下水汚泥等）は、国が責任をもって処分するものとされている。（3月26日現在、8都県約5,700トン指定（別紙参考資料）。今後も増える見通し）

放射性物質汚染対処特措法に基づく基本方針に示すとおり、指定廃棄物の処理は当該指定廃棄物が排出された都道府県内で行うものとし、既存の廃棄物処理施設の活用を最優先とすることとしている。その方針に基づき、地方公共団体と協議を進めてきたところである。今般、国が必要な最終処分場等を確保することを目指す今後の処理の方針を公表する。

2. 指定廃棄物の今後の処理の方針の主要なポイント

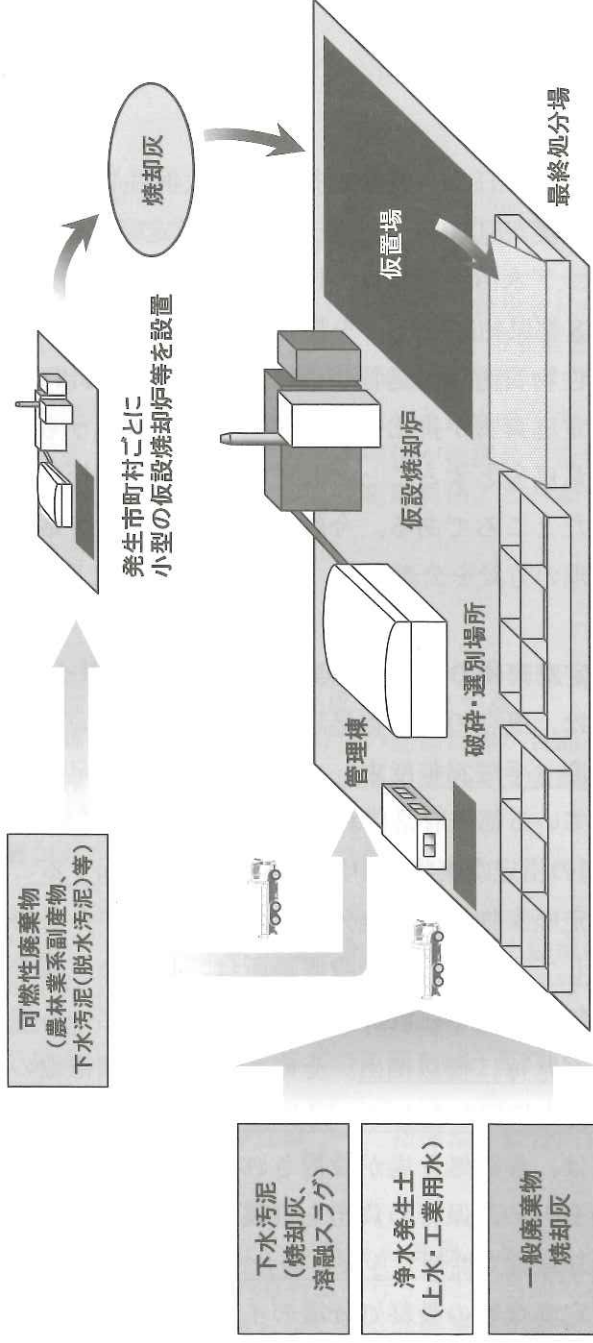
- 国は、既存の廃棄物処理施設の活用について引き続き検討を行いつつ、今後3年程度（平成26年度末）を目途として、指定廃棄物が多量に発生し、保管が逼迫している都道府県において、必要な最終処分場など（福島県において、10万Bq/kg 超の指定廃棄物は中間貯蔵施設）を確保することを目指す。
- 指定廃棄物の最終処分場を新たに建設する必要がある場合には、都道府県内に集約して設置し、その設置場所は、必要な規模や斜度を確保し、土地利用の法令上の制約がなく、最終処分場建設に適している候補地を、国有地の活用も含め、都道府県毎に複数抽出。その後、複数の候補地の中から、現地調査などにより立地特性を把握した上で、国が立地場所を決定。
- 国は、最終処分場が設置されるまでの間、当面、焼却、乾燥、溶融などの中間処理を行い、保管の負担を軽減。農林業系副産物（稲わら、牧草など）は、既存の焼却施設で焼却できない場合、仮設焼却炉等を設置。
- 指定廃棄物の最終処分場のイメージ及び現時点のロードマップは別添1及び2に示すとおり。

（※最終処分場のイメージ図は省略）

別添1

指定廃棄物の処理の流れ

- ・指定廃棄物の処理に当たっては、既存の廃棄物処理施設(焼却炉、管理型最終処分場)を活用することが望ましいが、困難な場合には以下のとおり処理を行う。
- ・可燃性廃棄物(農林業系副産物、下水汚泥(脱水汚泥)等)は、指定廃棄物の発生市町村ごとに設置する小型の仮設焼却炉、または最終処分場に併設する仮設焼却炉などにより、可能な限り速やかに減容化を図る。
- ・不燃性廃棄物(一般廃棄物の焼却灰、浄水発生土(上水・工業用水)、下水汚泥(焼却灰・溶融スラグ)等)は、発生施設ごとに現場保管を行う。その後、収集・運搬を行い、国が設置する最終処分場で処分する。



別添2

指定廃棄物の最終処分場の確保に係る工程表

項目	内容	24年度			25年度			26年度以降				
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12
既存の最終処分場の活用を検討												
基本構想検討	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物・土壌の種類・性状・量、放射性物質の濃度等の調査 ●概略の施設構造・規模・工事費等の算定、候補地の検討(概算) 											
最終処分場の場所選定	<ul style="list-style-type: none"> ●現地調査等により立地可能性の詳細調査 ●最終処分場の場所選定 											
基本設計・実施設計	<ul style="list-style-type: none"> ●最終処分場の施設構造・規模・工事費等の概略算定 ※基本設計(各種準備協議ができる段階のもの)、実施設計(工事発注、用地買収ができるレベル) 											
環境影響調査・放射性物質の環境への影響調査	<ul style="list-style-type: none"> ●環境影響項目に関する調査・評価、対策の検討等 ●放射性物質の環境への影響の調査・評価、対策の検討等 											
最終処分場の住民説明	<ul style="list-style-type: none"> ●周辺住民への説明 											
用地の所管換	<ul style="list-style-type: none"> ●所管換のための用地測量 ●最終処分場の用地の所管換 											
仮設道路造成工事	<ul style="list-style-type: none"> ●工事用道路、仮設工事等の実施 ●造成工事の実施 											
最終処分場の本體工事	<ul style="list-style-type: none"> ●最終処分場の本體工事の実施 											
中間処理施設・附帯施設の本體工事	<ul style="list-style-type: none"> ●中間処理施設、附帯施設の本體工事の実施 											
廃棄物等の搬入	<ul style="list-style-type: none"> ●廃棄物等の搬入 											

※1:環境影響評価条例の対象となる場合、方法書・準備書・影響評価面及び各公告経覧の期間に約3年の期間が必要になる。
 ※2:法令に基づき土地利用に制限がある場合、各種手続きに時間がかかる可能性がある。
 ※3:民有地を取得する場合は、上図に示す期間から時間がかかる可能性がある。
 ※4:造成工事は仮設道路工事・道路工事等、分割発注により速やかに開始していくこととする。

指定廃棄物の指定状況(3/26時点)

都道府県	焼却区(一般)		焼却区(産業)		浄水発生土(上水)		浄水発生土(工業)		下水汚泥※焼却灰含む		農業廃棄物排水汚泥		農林業副産物(編むらなど)		その他		合計	
	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
岩手県	1	110	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	110
宮城県	0	0	0	0	1	260	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	260
福島県	4	2,500	0	0	2	130	0	0	1	86	0	0	0	0	0	0	7	2,716
新潟県	0	0	0	0	2	600	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	600
群馬県	0	0	0	0	1	14	1	130	0	0	0	0	0	0	0	0	2	144
栃木県	2	525	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	525
千葉県	1	400	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	400
東京都	1	980	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	980
合計	9	4,515	0	0	6	1,004	1	130	1	86	0	0	0	0	0	0	17	5,735

※今後増える見通し

行政だより

東京都は平成24年4月1日付で、次のとおり産業廃棄物担当等関係職員の人事異動を発令した。

【部長級】

役職	新	前職	前任者	異動先
調整担当部長(スーパーエコタウン担当部長兼務)	山根 修一	一組・葛飾清掃工場長	谷川 哲男	退職

(廃棄物対策部産業廃棄物対策課)

役職	新	前職	前任者	異動先
指導係長(課長補佐)	上野 直樹	不法投棄対策係長(課長補佐)	磐井 一弘	多摩環境事務所廃棄物対策課(課長補佐)
規制監視係長(課長補佐)	高橋 壽義	一般廃棄物対策課(課長補佐)	松下 俊之	都市地球環境部環境都市づくり課(課長補佐)
産業廃棄物対策課課務担当係長(課長補佐)	浅野 将弘	警視庁	堀口 栄二	警視庁
不法投棄対策係長	飯倉 弘士	不法投棄対策担当係長	上野 直樹	指導係長(課長補佐)
不法投棄対策担当係長	浅井 利彦	一般廃棄物対策課	飯倉 弘士	不法投棄対策係長
不法投棄対策担当係長	須合 宏道	環境政策部環境政策課	川畑 和美	財務局建築保全部庁舎整備課

(多摩環境事務所廃棄物対策課)

役職	新	前職	前任者	異動先
浄化槽係長(課長補佐)	磐井 一弘	指導係長(課長補佐)	斎藤ひろみ	退職

(廃棄物対策部資源循環推進課)

役職	新	前職	前任者	異動先
計画担当係長	鈴木 裕子	環境政策部環境政策課	佐伯 通子	環境政策部総務課
スーパーエコタウン担当係長	明石 優子	環境政策部総務課	荒井 和誠	一般廃棄物対策課

平成24年度 認定講習会 (処理業許可・特管責任者) 日程表 ※関東地域
 —平成24年4月～平成25年3月—

平成24年度の「認定講習会 (処理業許可・特管責任者)」の日程が発表になりました。
 受講をご希望の方は当協会までご連絡下さい。その際、会員の方は会員である旨をぜひお申し出下さい。
 当協会のホームページより会場の空き状況等もご確認頂けます。
<http://www.tosankyo.or.jp/>

新規許可申請講習会 産業廃棄物

■収集・運搬課程

東京	5月17日～18日	埼玉	6月27日～28日	神奈川	8月 2日～ 3日
	7月 5日～ 6日		9月 5日～ 6日		12月 4日～ 5日
	9月20日～21日		12月 5日～ 6日		3月 5日～ 6日
	11月21日～22日		2月 6日～ 7日		1月29日～30日
群馬	1月17日～18日	千葉	7月 3日～ 4日	茨城	6月12日～13日
	3月 7日～ 8日		11月27日～28日		10月16日～17日
群馬	8月 9日～10日	山梨	2月21日～22日		
	1月10日～11日		9月19日～20日		

■処分課程

神奈川	5月22日～24日	埼玉	7月10日～12日	千葉	12月11日～13日
茨城	2月26日～28日				

■処分課程に収集・運搬課程を追加して受講する場合

神奈川	5月22日～25日	埼玉	7月10日～13日	千葉	12月11日～14日
茨城	2月26日～3月1日				

新規許可申請講習会 特別管理産業廃棄物

■収集・運搬課程

東京	10月 3日～ 5日	栃木	5月30日～ 6月 1日	埼玉	11月28日～ 30日
神奈川	2月 5日～ 7日				

■処分課程

千葉	6月18日～ 21日
----	------------

■処分課程に収集・運搬課程を追加して受講する場合

千葉	6月18日～ 22日
----	------------

みんなが使う！再生紙

更新許可講習会 (産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 共通)

■収集・運搬課程

東京	4月27日	埼玉	6月 1日	千葉	7月 5日
	5月11日		8月 2日		10月 2日
	6月14日		10月25日		1月22日
	9月 6日		2月 8日		3月14日
	11月 9日		7月10日		7月 4日
神奈川	1月11日	茨城	12月11日	群馬	11月21日
	7月19日		2月 5日		3月15日
	9月27日		6月 7日		8月 9日
	11月29日		10月 4日		
	3月 7日		1月31日		

■処分課程 (収集・運搬課程を追加して受講する事が出来ます)

東京	12月18日～19日	千葉	5月22日～23日	栃木	10月 2日～ 3日
神奈川	10月16日～17日	埼玉	1月23日～24日	群馬	3月13日～14日

特別管理産業廃棄物管理責任者講習会

東京	4月26日	茨城	6月14日	神奈川	7月20日
	5月10日		7月11日		9月28日
	5月16日		12月12日		10月18日
	6月 7日		2月 6日		11月30日
	6月 8日		6月 8日		12月 6日
	7月 4日	2月 1日	2月 8日		
	9月 7日	6月29日	3月 8日		
	10月25日	8月 3日	7月 5日		
	10月26日	9月 7日	11月22日		
	11月 8日	10月26日	9月21日		
	12月12日	1月25日			
	12月13日	5月24日			
	1月10日	7月 6日			
	2月21日	10月 3日			
	2月22日	11月29日			
3月12日	1月23日				
3月13日	3月15日				

平成24年3月27日

「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」の公布について（お知らせ）

第177回通常国会において成立した水質汚濁防止法の一部を改正する法律（平成23年法律第71号）の施行に伴い、「水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令」が本日公布され、平成24年6月1日から施行されることとなりましたので、お知らせいたします。

1. 改正の趣旨

地下水汚染の効果的な未然防止を図るための「水質汚濁防止法の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）が平成23年6月22日に公布されたところですが、改正法の施行に伴い、環境省令で定めることとされた有害物質使用特定施設及び有害物質貯蔵指定施設（以下「有害物質使用特定施設等」という。）に係る構造、設備及び使用の方法に関する基準（以下「構造等に関する基準」という。）並びに定期点検の方法について規定するとともに、その他の必要な改正を行うものです。

2. 省令の概要

2-1 水質汚濁防止法施行規則（以下「施行規則」という。）の一部改正

(1)有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準について

- ・有害物質使用特定施設等の設置場所の床面及び周囲
- ・有害物質使用特定施設等の施設本体に付帯する設備（配管等及び排水溝等）
- ・有害物質使用特定施設等のうち地下水貯蔵施設本体
- ・有害物質使用特定施設等に係る作

業及び運転（使用の方法）

について、基準を設定しています。

有害物質を含む水の地下への浸透を効果的に未然防止できるよう、改正法の施行後に新たに設置される施設（以下「新設の施設」という。）に係る構造等に関する基準に加え、改正法の施行の際に既に設置されている施設（設置の工事をしているものも含む。以下「既設の施設」という。）については、実施可能性にも配慮した基準を規定するとともに、既設の施設に対しては、改正法の施行後3年間は構造等に関する基準の適用が猶予されることから、当該期間に関して必要な定期点検の方法を定めています。

具体的には、施行規則において次の3つの水準の措置を設けています。

- ・新設の施設を対象とした措置（第8条の2から第8条の7）
- ・既設の施設を対象とした措置（附則第3条から第6条）
- ・既設の施設について改正法の施行の日から3年間に適用できる措置（附則第8条）

○新設の施設：改正法の施行の日以降、新設の施設を対象とした基準のみを

適用

○既設の施設：改正法の施行の日から3年を経過する日以降、新設の施設を対象とした基準又は既設の施設を対象とした基準のいずれかを適用

(2)有害物質使用特定施設等に係る定期点検の方法について

有害物質使用特定施設等の設置者が行わなければならない定期点検の方法、その結果の記録及び保存について規定しています。

定期点検結果の記録は、点検した日から起算して3年間保存しなければならないこととし、具体的には、

- ・点検を行った有害物質使用特定施設等
- ・点検年月日
- ・点検の方法及び結果
- ・点検を実施した者及び点検実施責任者の氏名
- ・点検の結果に基づいて補修その他の必要な措置を講じたときは、その内容を記録することとしています。

（第9条の2の2、第9条の2の3）

(3)改正後の水質汚濁防止法第5条第3項第6号の環境省令で定める事項について

有害物質使用特定施設等を設置しようとする者が届け出なければならない事項として、有害物質使用特定施設にあってはその施設において製造され、使用され、又は処理される有害物質に係る用水及び排水の系統、有害物質貯蔵指定施設にあってはその施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統を定めています。

(4)有害物質貯蔵指定施設等に関する届出等について

改正後の水質汚濁防止法第5条から第7条、第10条及び第11条において、有害物質貯蔵指定施設が新たに位置づけられたことに伴い、施行規則第3条

第4項、第6条及び第7条中に「第5条第3項」を追加し、有害物質貯蔵指定施設等について定められた様式によって届け出ること、受理書を交付すること、氏名の変更等を届け出ることの規定しています。また、様式についても、有害物質貯蔵指定施設等に対応するための必要な修正を行っています。

(5)有害物質貯蔵指定事業場に対する地下水の水質の浄化に係る措置命令について

改正法により、新たに第14条の3として地下水の水質の浄化に係る措置命令等の対象に有害物質貯蔵指定事業場（有害物質貯蔵指定施設を設置する工場又は事業場）が追加されたことに伴い、施行規則第9条の3に「有害物質貯蔵指定事業場」を追加しています。

2-2 瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則の一部改正

改正法により、有害物質使用特定施設の設置等の届出に当たり「特定施設の設備」が追加されたことに伴い、瀬戸内海環境保全特別措置法第5条第1項の許可の申請等に当たり、有害物質使用特定施設に該当する場合の申請内容に「特定施設の設備」を追加しています。

3. 施行日

平成24年6月1日（改正法の施行の日）

4. 別添資料

- ・水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（条文）
- ・水質汚濁防止法施行規則等の一部を改正する省令（新旧対照条文）
- ・様式新旧（水質汚濁防止法施行規則）
- ・様式新旧（瀬戸内海環境保全特別措置法施行規則）

※資料については、環境省のホームページを参照願います。



女性部だより



熱回収施設設置者認定

(株)クレハ環境 かながわ事業所の見学会を実施



阿部部長と小野営業所長と共に

平成24年3月15日(木)、女性部は株式会社クレハ環境・かながわ事業所(川崎市)の焼却施設見学を行いました。同社は1971年より福島県いわき市に本社をかまえ、主に特別管理産業廃棄物等の廃棄物収集運搬、焼却処理を中心事業として行っている企業です。今回の見学場所である川崎市内の事業所は、2010年に財団法人かながわ廃棄物処理事業団より事業を継承し、同年に「株式会社クレハ環境 かながわ事業所」としてスタートされました。

施設見学当日は営業二部長 阿部裕二様、かながわ営業所長 小野康弘様のお二方よりご説明を頂きました。実際の施



阿部部長より説明をうける

設見学前に同社と当該施設についての概要をお話し頂いたのち、部員は二班に分かれて工場内を見学致しました。

幅広く廃棄物に対応するために、同施設ではキルンストーカ炉と流動床炉が設置されており、また前処理工程においてはアルミ、鉄の自動選別がなされます。さらに施設での廃熱利用によるサーマルリサイクル発電量は、なんと最大で4,800kWもの熱量になり、発電した熱はセンター内で有効活用、余剰分は電力会社に売却しており、川崎市より「熱回収施設設置者認定」も受けています。

また、いわきの施設では高温分解において『国の基準より厳しい独自の基準』を設けて業務を実施しています。特に熱分解技術に優れ、ダイオキシン類やフッ素、医療廃棄物、微量PCB等の有害物質を分解することが可能です。

悩みは、焼却後の灰を埋め立てる際の処分費が高騰している点で「お客様には安くはない額を支払って頂いているので対応のサービスが出来るように努力する

所存」と熱く話されていました。適正に処理するための費用として、お客様の理解が得られるように誠意をもってしっかりと説明していきたいとのことです。

同社工場見学の案内は雑誌『工場見学』『工場&社会科見学』にも掲載されています。「顧客はもちろん、一般の方にも廃棄物の適正処理に関する理解を深めてもらいたい」との願いがこめられています。

本社工場についてもお話を頂戴したところ、同工場は海岸線より2kmの地域にあり、昨年の東北地方太平洋沖地震での津波による直接的被害は無かったものの地震による影響により操業を一時停止しましたが、地震発生から2週間でいち早く稼働を再開し、産業廃棄物の処理を

スタートしました。

また、難処理物についても、同工場での処理を積極的に行い被災地に貢献していきたいとお話でした。

廃棄物の適正処理に対する姿勢や、顧客への対応等、施設の見学およびお話を聞かせて頂き、同社の皆さまの並々ならぬプロ意識の高さ、たゆまぬ努力の精神を感じました。品目は違えども、同じ廃棄物処理に携わる者として身の引き締まる思いがいたしました。

このたびの施設見学会にご尽力くださった皆様に、心より御礼申し上げます。

(加藤商事(株) 奥彩記)

表紙の言葉

表紙の写真は、リズムカルに江戸簾を編んでいる(株)田中製簾所の田中耕太郎東京都伝統工芸士。同氏は明治の創業以来5代目の伝統を誇っているが、父上の田中義弘氏も東京都伝統工芸士として現役として活躍している。

簾(すだれ)の歴史は、平安時代中期、清少納言によって書かれた『枕草子』の中も記載が見られ、宮廷の中に簾があったことがわかり、重要文化財に指定されている鎌倉時代の簾が神奈川県に保存されているが、江戸時代も簾専門の職人がいて、宮中を始め將軍、大名、旗本などの高貴な階級のみでなく、民間の間にも広がって日よけ、目隠し用に多く使われるようになった。

簾にはお座敷すだれ、外掛け簾、茶室掛け、夏障子、屏風、小物すだれ、インテリア用、店舗用等多くの用途があるが、田中製簾所では要望に合わせ材料もタケ、ヨシ、ゴキョウ、ハギ、ガマなど多くの材質を用途に応じて注文をうけている。

近年、安価に大量製造したもの、中国からの輸入品の供給も増え、手作りの簾を作る職人も少なくなったが、江戸時代に育まれた『江戸簾』の伝統の技法は現在も受け継がれ、生活の中に風流の心をもたらず粋なインテリア用品としても高い評価を受けている。

株式会社 田中製簾所

所在地 東京都台東区千束1-18-6 (東京メトロ日比谷線「入谷」駅下車徒歩7分)

電話 03-3873-4653 fax03-3874-0746

ホームページ: <http://www.handicrafts.co.jp/>

委員会報告



中間処理委員会 (碩委員長)

平成24年3月8日(木)15時より9名の委員によって開催された。

まず、中間処理委員会に分科会を設置するにあたり、各リーダーを決定した。

焼却:比留間氏、(メンバー) 碩氏

中和・脱水:森氏

破碎・圧縮:松岡氏

各メンバーについては、平成24年4月17日(火)13時より委員長、副委員長、各リーダーの5名にて処理業者リストからメンバーの検討打合せをすることにした。

また、収集運搬委員会との連携活動について、収集運搬委員長との合意を得た旨の報告があり、秋頃合同委員会を行うこととした。

医療廃棄物委員会 (五十嵐委員長)

平成24年3月22日(木)15時より8名の委員により開催された。

2月22日(水)に開催された医療廃棄物処理従事者研修会の反省として、講師との事前打ち合わせがもっと必要、受講者にあった内容にする、講義の時間配分を適正にする、などの意見があった。次に、3月24日(土)に開催する医療廃棄物適正処理研修会について、五十嵐委員長が講演する内容の説明があった。「医療廃棄物と東京産業廃棄物協会の役割」というテーマで時間は45分間あり、適正処理に向けての分別、WDS、MSDSなどが中心の内容となる。

また、24年度の活動予定を検討し、5月・6月・8月・10月・1月・2月・3月に委員会の開催、7月・9月に医療廃棄物勉強会、11月に施設見学会、2月に医療廃棄物処理従事者研修会を実施することとした。

次回の委員会は5月15日(火)15時から。

多摩支部 (赤石支部長)

平成24年3月23日(金)14時より12名の幹事によって幹事会が開催された。議題は、多摩支部会・研修会・懇親会と多摩支部見学会・懇親会の日程についてであった。

まず、多摩支部会・研修会・懇親会を6月22日(金)に開催、会場は「アミューたちかわ」とし、支部会を14時30分から、研修会は15時より行うこととなった。

続いて、多摩支部見学会・懇親会について検討した結果、日程は9月7日(金)～8日(土)、行先は群馬県に決定した。なお、宿泊施設は四万温泉「四万やまぐち館」の予定。詳細については、次回の多摩支部会にて決定することを確認し、会議は終了した。

建設廃棄物委員会 (鈴木委員長)

平成24年3月29日(木)13時30分より10名の委員により建設廃棄物委員会が開催された。

まず、再生砕石問題についてアンケートをもとに細沼副委員長から概要説明がなされた後、各委員から各社の状況および再生砕石に関する意見交換が行われ現状の課題について検討した。意見交換には高橋会長にも出席して頂き法律遵守の徹底の呼びかけ及び中・長期課題もあるがまず、目先の問題の解決をとの意見を頂いた。その意見をもとに検討した結果、今後は、短期・中期・長期課題の意見を集約して素案を作成し、行政等へ働きかけを進めていくことが確認された。また、今後の素案作成のために小委員会を設けることが決定し委員からメンバーを選出した。委員には主にながれき類を扱う業者が選出されたが、他の委員についても参加を呼びかけていくことが確認され、会議は終了した。

～協会の主な今後の日程～

(平成24年4月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
4	2	月	24年度講習会・受付開始	
	9	月	「緑の東京募金」 目録贈呈式 13:30～	都庁環境局長室
	11	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
			常任理事会 13:30～ / 第294回理事会 14:30～	協会会議室
	12	木	青年部 幹事会 15:00～	協会会議室
			平成24年度「連合会講師研修会」 14:00～	
	13	金	↓	
	17	火	中間処理委員会 分科会リーダー打合せ 13:00～	協会会議室
			収集運搬委員会 15:30～	協会会議室
	19	木	女性部 幹事会13:30～ / 第8回定時総会14:30～ / 勉強会15:30～	協会会議室
	20	金	第48回関東地域協議会 会長会議 12:00～ / 協議会 14:00～ / 懇親会 17:00～	青山ダイヤモンドホール
	24	火	常任理事会 15:00～	協会会議室
27	金	東京都医師会医療廃棄物適正処理推進協議会(第3回) 14:00～	東京都医師会	
		青年部 関プロ幹事会 15:30～	協会会議室	
5	2	水	中間処理委員会 15:00～	協会会議室
	9	水	常任理事会 13:30～ / 第295回理事会 14:30～	協会会議室
	10	木	法制度検討委員会 15:00～	協会会議室
	15	火	医療廃棄物委員会 15:00～	協会会議室
	16	水	安全衛生推進委員会 16:00～	協会会議室
	17	木	女性部	協会会議室
	22	火	全産廃連:第7回理事会	連合会会議室
	23	水	第57回定時総会 15:30～ / 懇親会 18:00～	青山ダイヤモンドホール

壁紙で発電～太陽光発電の未来

国連は2012年を「すべての人のための持続可能エネルギーの国際年」と定めた。昨年3月11日に発生した東日本大震災と福島原発事故は、これまでのどんな議論や理論よりも強烈なインパクトをもって世界中の人々に、脱原発や持続可能なエネルギーへの転換の必要性を感じさせたことだろう。あれから1年、震災前に日本で稼働していた54基の原発は、今春には全停止する。人々の節電志向は定着し、東京電力に頼らない「脱・東電」の動きは、企業だけでなく家庭にも広がっている。日本でポスト原発の最有力と見られている太陽光発電の最新情報を集めてみた。

電気事業連合会は太陽光発電を普及・拡充していくために、2020年度までに全国約30地点(電力会社10社合計)で約14万kWの太陽光発電設備を設置する「メガソーラー発電」計画を公表した。その年間発電量(約1億5,000万kWh)は、4万軒分の家庭の電気使用量に相当するというが、400万㎡(甲子園球場の約270倍)の広大な用地が必要となる。

貴重な農地を犠牲にしたり、美観を損ねるといった問題を解決できる画期的な太陽光発電システムがイタリアで開発された。浮体型回転式ソーラーパネル(Floating Tracking Cooling Concentrator, FTCC)は、花びらのような「鏡」が水に浮いて太陽光を追いかける世界初のシステムで、人工貯水池や使われなくなった採石場などの活用を目的に開発された。現在、効率を確かめるパイロット実験中だが、既に海外から多くの問い合わせがあるという。

土地を必要としない究極の方法は、宇宙で太陽エネルギーを集めて発電し、地

上に電気を送る宇宙太陽光発電(Space Solar Power System,SSPS)だろう。真空の宇宙空間では、大気の吸収などで太陽光が減衰しないため、強力なエネルギーを無駄なく集めることができる。しかも夜がない静止軌道上では、常に太陽光を受けられる。日本の宇宙航空研究開発機構(JAXA)は、実証実験の準備を始めている。10年以内に人工衛星を打ち上げ、2030年代の実用化を目指している。

SSPSは、衛星のソーラーパネルで発電した電力を、マイクロ波またはレーザー光に変換して地上の受信局に送信し、再び電力に戻す。受信機は、太陽光発電セルを印刷した薄いフィルムで作ることも可能で、折り畳んだり、ロール状に巻いて自由に持ち運べるため、災害発生地域にも簡単に設置できる。SSPSの実現は、インフラ設置のコストがネックだが、今後は低コストの民間ロケットの利用により商用化が期待できる。

大日本印刷が4月に発売する太陽電池は、室内の蛍光灯で電力をつくりだせる。色素増感型という植物の葉と同様に色素が光を吸収すると電子を放出する仕組みを利用する。屋内の壁紙などへの展開も可能で、太陽光発電の活用法が広がると期待されている。

(日栄産業(株) 吉本 記)

AFPBBニュース

<http://www.afpbb.com>

ナショナルジオグラフィックニュース

<http://www.nationalgeographic.co.jp/>

日本経済新聞

電気事業連合会 <http://www.fepc.or.jp/>

JAXA <http://www.jaxa.jp/>

JFEエンジニアリング <http://www.jfe-eng.co.jp/>

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part64

	何処で	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	一般道路で	収集作業終了後、トラックに乗車しようとした時	トラックの後ろから運転席へ周って乗ろうとしたら、オートバイと接触しそうになった。	死角のある場所へ行く時は、必ず一度周囲を確認してから行動する。
2	現場で	荷積み作業終了後、トラックを発進させようとした時	靴底に油分が付いていて、アクセルペダルから足が滑った。	作業終了後は、靴底の油分の付着有無を確認し、付着があった場合には取り除き、滑らないことを確認してから乗車する。
3	自社工場内で	ガスで切断作業中	ピットから少し離れて作業をしていたが、転んでピット内へ転落しそうになった。	ピットから離れて作業する時でも、転落の危険性を考慮し安全帯を着用する。
4	見通しの良い道路で	バックしていた時	見通しが良かったため、ついスピードを出し過ぎてしまった。	バックの時は徐行し、一定のスピードを保つ。
5	現場で	マンホールの蓋を開けるとき	雨が降っていて、手が滑り指を挟みそうになった。	手を掛ける部分の砂やゴミ等をしっかり取り除き、少し空いた時点で物をかませるなどしてから、蓋を開けるようにする。
6	一般道路で	運転中	脇見運転をしていて車間距離が狭くなり、前方車両へ接触しそうになった。	車間距離を十分に保ち、疲労時はこまめに休憩を取る。
7	自社工場内で	フレコン詰品を、フォークリフトで運搬車両に積み込みしている時	フォークにフレコン取手(紐)を掛ける作業員の手袋が、フレコンの取手とリフトのフォークとの間に挟まれた。	二人作業(リフトマンと作業員)の時は、必ず声を掛け合い、互いの安全を確認しながら作業する事を徹底する。
8	一般道路で	商品の運搬中	優先道路を走行中、路地から急に自転車が飛び出してきて接触しそうになった。	道路上の先々の予測と、心構え、安全確認を怠らない。
9	高速道路で	走行中	睡眠不足による居眠り運転で、意識が遠のいた。	十分な睡眠時間の確保、体調管理をしっかり行い、2時間以上の連続運転は休憩を取るなど、余裕を持つ。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。



弁護士

芝田 稔秋

法律相談

◆ 欠格要件に該当した場合の二つの通知義務改正法における適用

廃棄物処理法が平成22年5月に改正され、付随する政令と環境省令とともに、平成23年4月1日から施行されている。

具体的な事案で、改正法はどう適用されるのか、生きた姿を見てみよう。

処理業者が欠格要件に該当した場合、次の二つの義務が規定されている。

- ① 都道府県知事への届出義務
- ② 未処理の廃棄物がある場合の委託者全員への通知義務

いずれも怠れば、6月以下の懲役または50万円以下の罰金とされている。

①は平成17年の改正で設けられたもの、②は、平成22年の改正による「処理困難の通知義務」の一つの場合として、環境省令において規定されたものである。

では、以下の事例で両者の違いと適用を考えてみよう。

問1 両者はどう違うのですか。

答 ①の「都道府県知事への届出義務」の目的は、欠格要件に該当したら、すべての許可のある都道府県において、営業はできないはずなのに、許可取消処分が来ないうちは営業してやれというズルい発想で営業を続けるのを阻止するために、欠格要件に該当した場合は、許可のある都道府県に欠格要件に該当したことを早々に届出て、その県からの許可取消処分を早めさせるためである。

つまり、その目的は、＜営業できない者は、営業しないこと＞を確保することであり、届出先は許可を持つ都道府県・政令市である。

②の「未処理の廃棄物がある場合の委託者全員への通知義務」の目的は、欠格要件該当が確定したら、以後、営業ができなくなり、未処理の廃棄物があるなら、その未処理物の委託者（排出事業者）にその旨通知して、未処理の廃棄物を早々に引き取ってもらって、他の業者に処理させることで、適正処理を実現しようとするものである。つまり、この制度の目的は、“適正処理の確保”である。

その通知は、書面ですること、しかもその書面は、5年間保存しなければならないとされている。通知をしない場合、通知をしても通知の書面を5年間保存していない場合には、6月以下の懲役または50万円以下の罰金とされている。

《事例》 A社は、甲県において、廃プラ・木くず・コンクリートがらなどの破碎処理の工場を持ち、関東地域から東北にかけて、20県の許可をもって収集運搬を行っていた業者である。

昨年8月に、顧客（排出事業者）から、会社の事務所の移転に伴って大量（約10トン）に出た「紙屑」の処理を頼まれたため、紙屑の処理・リサイクルをする専門の業者に小型トラック数台で運搬した。

しかし、以前持っていた紙屑の収集運搬業の許可が1ヶ月前に切れていて、紙屑の収集運搬については、無許可営業だといわれ、「変更の許可を得て収集運搬業を行うべきものを怠った」として、無許可変更の罪（法第14条の2）で昨年10月に起訴され、今年の1月に、社長が懲役1年・執行猶予3年、従業員1名が罰金20万円に処せられ、A社も罰金50万円に処せられたが、控訴しなかったため、1月31日にはこれらの刑が確定した。

それでA社の社長は、欠格要件に該当したら、産業廃棄物の処理業はしてはいけないと考えて、破碎処理業も、収集運搬業もしばらく休止して、今後、会社はどうするかと思案して、特にどこの県にも、なんの届もしなかった。

また、未処理の産業廃棄物が残っている顧客（排出事業者）には、欠格要件に該当したため処理業ができなくなりました、大変申しわけありませんという謝罪の電話をかけたけれども、書面は出しておりません。

そこへ、甲県の県警の刑事が二人来て、《貴社は、去る1月31日に、欠格要件に該当することが確定したのだから、2週間以内に、都道府県知事に届け出なければならないとされているのに届け出なかったから、廃棄物処理法第14条13項の届出義務に違反している。今後、その件で捜査を開始し、違反が明確になれば、その規定違反の罪で起訴する》といわれました。

また、《未処理物があるのに、その場合は、欠格要件の該当が確定してから少なくとも10日以内には、委託者つまり排出事業者に、欠格要件に該当したことを書面で通知しなければいけないとされているのに、書面による通知をしていないから、その違反もある。だから、追及するのだ》ともいわれました。

しかし、刑事が予め、内々調べてまわったら、未処理の廃棄物の委託者は、A社から電話による欠格要件該当の通知はもらっていることを認めているということになります。

問2 上記の事例で、甲県の警察がA社について、欠格要件該当の届出を怠ったことが犯罪だとして追求するというのは適法ですか。

都道府県知事への届出義務とは、どういうことですか。

答 A社の都道府県知事への届出義務違反について刑事が違反だとして追求するのは、形式的には適法であるが、実質的には誤っている。

産業廃棄物処理業者が欠格要件に該当したら、該当してから2週間以内に都道府県知事に届出ること、もし届出なかったら、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処するとされている（法第14条の2第3項、第7条の2第4項、環境省令第2条の7、法第29条第1号）。

産業廃棄物処理業者についての規定は第14条の2第3項にあるが、一般廃棄物処理業者に関する第7条の2第4項を準用しているため、この第7条の2第4項を掲げることになる。同条の「一般廃棄物処理業者」を「産業廃棄物処理業者」と、「市町村長」とあるのを「都道府県知事」と読み替えればよい。

まず、その条文を紹介しよう。

【第7条の2第4項】 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第5項第4号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く）のいずれかに該当するに至ったときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

【環境省令第2条の7】 法第7条の2第4項の規定による届出は、法第7条第5項第4号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く）のいずれかに該当するに至った日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した届出書を市町村長に提出して行うものとする。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 二 法第7条第1項又は第6項の許可の年月日及び許可番号
- 三 法第7条第5項第4号イからへまで又はチからヌまで（同号チからヌまでに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く）のうち該当するに至ったもの（以下この条において「当該欠格要件」という）及び該当するに至った具体的事由
- 四 当該欠格要件に該当するに至った年月日

上記の条文のアンダーラインが欠格要件を指す。

この規定が改正された理由について、当時の環境省は、次のように解説している。「許可業者が欠格要件に該当しても、行政庁において直ちにその旨を把握することが困難であったため、本来処理業を行うことができない業者が、欠格要件に該当していることが露見するまで引き続き処理業を行うという、取消処分逃れが横行したことから、平成17年10月1日より、欠格要件に該当した許可業者については、その旨を都道府県知事に届け出ることが義務づけられ（法第14条の2第3項、第14条の5第3項、第7条の2第4項）、これに違反した場合を直罰の対象としたものである。このような

趣旨にかんがみ、届出義務違反等の事実を把握した場合は、厳正に対処されたいこと』とある。

問3 届出る都道府県は、許可のある都道府県全部ですか、一ヶ所でよいのですか、もし全部だとすると、業者の負担が大きすぎませんか。

答 欠格要件に該当したことで、その届出る都道府県は、どこなのか、許可を得ている都道府県全部か、それとも、どこか一ヶ所でよいか。法律にも環境省令にもこの点について、全然、条文に記載がない。記載がないということは、おそらく、許可のある都道府県全部に出さなければいけないということであろう。

そうだとすると、もし、20県の許可を持っているならば20県、50県の許可を持っているなら50県全部に届出なければならない。随分と面倒であり、負担が大きすぎると思う。

そのため、そういう届出が本当に必要なら、どこか一つの県に届けて、最初に届けられた県が、他の許可のある都道府県や政令市全部に通知することで足りるとすべきだと思う。この仕組みは、許可を取消した都道府県知事が、他の許可のある県全部に許可を取消した旨を通知している例があるから（それを受けて、各都道府県知事が自分の許可を取消す）、大いに可能な仕組みである。

また、環境省の懸念を解消するための方法として、欠格要件に該当したら、裁判を受けた県だけでなく、許可のある県の全部で、営業をしてはいけないという規定を設けることはどうだろうか。

問4 2週間前に、欠格事由に該当したばかりなのに、その旨の届出をしないことで、さらに懲役または罰金を科することは、“二重の処罰”と同じであり、“二重処罰の禁止”（憲法第39条）に触れるとはいえないでしょうか。

答 欠格要件に該当することに決まった者は、該当した日から2週間以内に届出る義務を課し、届出なかった場合は、さらに6月以下の懲役または50万円以下の罰金を科しても、形式上は別の犯罪なので、“二重の処罰”の規定に触れるとはいえない。

しかし、形式上は別の犯罪には違いないが、ご指摘の通り、欠格要件該当の報告を2週間以内に届出るべきものを怠ったことを理由として処罰するのは、実質的には、日数が近すぎるために、憲法で禁止している“二重の処罰”のように見える。それに非常に近い。

それに、欠格要件確定後は何の処理業もしていないA社を処罰する必要があるのだろうか。A社は何も処罰する必要はないと思う。なぜならA社は、欠格要件に該当することになったことを自覚し、以後、産業廃棄物処理業のすべてを止めており、環境省の心配するような違反行為（どこかの県で処理業を続けること）はしていないからである。

それなのに、刑事訴追をしようとするのは、酷であり、違法である。そこまで業者を厳しく追い詰める必要はないはずである。

問5 犯罪の個数はどう数えるのですか。20県の許可があれば、20県に届けなければならぬとして、全然届けなかった場合は、20件の犯罪が成立するのですか。

答 もし許可を持っているのが20県あれば20県、50県あれば50県に届けなければならぬとすると、その許可のある県の数だけ、20件または50件の「届出をしない」という犯罪が成立するのだろうか。

また、1県だけに届けて19県に届けなかった場合は、19件の届出義務違反の犯罪が成立するのだろうか。

正解は、本件の犯罪は、許可がいくつあっても、1罪となる。20県あっても50県あっても、不作為の犯罪の数は1個である。これは、刑法学上、「観念的競合」といって、1個の行為が数個の罪名に触れる場合をいうのであるが、その場合は、全体として1個の犯罪とすることになっている（刑法第54条1項）。

例えば、わざと車をぶつけて人を殺し、その車が、人のすぐ先にあった建物にも当たり、建物も壊したとすると、殺人罪と建造物損壊罪の二つの罪を犯したことになる。

この場合は「最も重い刑」、すなわち「殺人罪」の刑で処断される。

そこで、届出義務違反が20件成立しても、“最も重い刑”というものはなく、すべて「6月以下の懲役、または50万円以下の罰金」なので、結局、1件だけと同じく、「6月以下の懲役、または50万円以下の罰金」で処断されることになる。

問6 行政の実際の運用はどうでしょうか

答 この届出義務の違反について、行政は、実際にはどのように運用しているのだろうか。実務上の運用が気になる。

関東のある県の産業廃棄物協会に尋ねてみたところ、当県内では、産業廃棄物処理業の許可取消処分がなされる例は毎年多数あるのに、欠格要件該当の届出を受けたことは、今まで1件もないということである。つまり、他の県で許可取消処分を受けても、自分の県に届けて来ないというわけであるが、当県で許可取消処分を受けても、他の県にも届けていないだろうということである。

しかし、だからといって、欠格要件に該当したにもかかわらず、2週間以内にその旨を届出なかったことを理由として起訴され、6月以下の懲役または50万円以下の罰金に処せられた例は知らないということであった。おそらく、起訴されるような運用はしていないだろうということであった。

さもありません。こんな恐ろしい問題のある規定を厳格に運用されたら、業者はた

まったものではない。おそらく、この規定が適用された例は、全国的にもないのではないだろうか。もしあるなら、よほど悪質な例であろう。

関連テーマ 欠格要件に該当したことの委託者への通知義務

これは平成22年5月の改正で設けられた『処理困難の通知義務』の一つの態様である。環境省令において規定された数個の例の一つである。

法第14条13項

産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが困難となり、又は困難となるおそれがある事由として環境省令で定める事由が生じたときは、環境省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を、当該委託をした者に書面により通知しなければならない。

法第14条14項

産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者は、前項の規定による通知をしたときは、当該写しを当該通知の日から環境省令で定める期間、保存しなければならない。

問1 処理困難の通知の1例で、欠格要件に該当したことの委託者への通知義務について、説明してください。

答 産業廃棄物処理業者が、現に委託を受けている産業廃棄物の収集、運搬又は処分を適正に行うことが“困難な事情”が発生したときは、遅滞なく、その旨を、当該委託をした者（多くは排出事業者）に、書面によって通知しなければならないと規定され、処理困難な例として、「欠格要件に該当した場合」が挙げられたのである。

この場合の通知の相手方は、A社に対する委託者、つまりA社の「お客さん」であり、役所ではない。

欠格要件に該当したら、委託者（多くの場合、排出事業者）に対し、《今般、当社は残念ながら、欠格要件に該当しましたので、今後、受託している産業廃棄物の処理はできなくなりました。まことに申しわけありませんが、未処理の廃棄物があるので、貴社において引取って、他の業者に委託して下さるよう、お願いします。》という処理困難の通知を、書面をもって発しなければならない。

問2 通知した書面は、保存する義務があるのですか。保存の義務は何年間ですか。

答 処理業者が処理困難の通知をした場合は、その通知の書面の写しを、通知の日から5年間保存しなければならない。

もし保存しなければ、これまた6月以下の懲役、または50万円以下の罰金に処せられる（法第29条15号）。

問3 処理困難の通知を要するとされた例は、「欠格要件該当」のほかに、どのような場合がありますか。

答 環境省令は、「処理困難な場合」として、次のような場合を列挙している。

① 故障・事故

処理施設の破損等の事故により、廃棄物の保管上限に達したこと。

② 事業の廃止

産業廃棄物処理業の事業範囲の全部又は一部を廃止したこと。

③ 施設の休止・廃止

許可を受けた処理施設をもって産業廃棄物処理業を営んでいる場合において、その処理施設を廃止又は休止したこと。

④ 埋立終了（最終処分場の場合）

最終処分場の埋立処分が終了したことにより、埋立処分ができなくなったこと。

⑤ 行政処分

事業の停止処分、産業廃棄物処理施設の使用停止命令、産業廃棄物処理施設の許可取消、措置命令を受けたこと。

⑥ 処理施設の改善命令等により、保管上限に達し、施設が使えなくなったこと

問4 通知を受けた排出事業者は、どうするのですか

答 事業者は、処理業者から処理困難の通知を受けたときは、速やかに当該委託に係る産業廃棄物の運搬又は処分の状況を把握するとともに、適切な措置を講じなければならない、という責任が課された。

問5 上記の事例で、《A社は、未処理物があるのに、欠格要件に該当が確定してから少なくとも10日以内には、委託者つまり排出事業者に、欠格要件に該当したことを書面で通知しなければいけないとされているのに、誰にも書面では通知していないから、その違反もある。だから、追及するのだ。》とも言われました。

この点についての警察の追及は適法ですか。

答 警察の追及は、形式的には適法と言わざるを得ない。なぜなら、法律上は、書面で通知することが義務付けられているからである。

しかし、なぜ書面で通知しなければならないかという点、排出事業者に通知の内

容を確実に知らせ、その後の対応を可能とさせることに趣旨がある。

A社は、欠格要件に該当したこと、それによって処理業ができなくなったことを電話によって明確に知らせているから、法の目的はこれによって実質的に達成されているといえる。

実質的に目的が達成されているこの事例において、警察が書面による通知がなされていないことをことさらに取り上げて追及するのは、法の趣旨からして行き過ぎといえるだろう。

しかし、処理業者としては、このような追及がなされることを警戒し、電話だけでなく、きちんと書面による通知を行っておくべきであろう。

また、警察は、とかく排出事業者に対する追及が甘い傾向がある。警察は、排出事業者の責任についても目を向け、責任を追及していくべきである。

なお、この通知義務違反は日が浅いうちはまだ追求のし甲斐もあるが、通知の書面を保存していないという義務違反は、A社が解散してなくなっていけば、上述のとおり、實際上追及ができなくなるということである。

問6 欠格要件に該当したとき、未処理の廃棄物があるとして、委託者に書面で通知した場合に、その書面は5年間保存する義務があるとされていますが、もし、欠格要件該当で許可取消処分を受けて、解散もしくは倒産して会社がなくなっていく場合、その書面は誰が保存するのですか。

許可取消処分を受けた時点の代表取締役ですか。

答 一応のところ、許可取消処分を受けた時点の代表取締役と考えるべきであろう。しかし、会社が解散もしくは倒産して消滅する場合、実質的に保存義務も消滅すると考えられる。

なぜなら、書面の保管義務は「会社」という法人格に課されているものであって、その「会社」が不存在となる以上、義務の主体が消えてしまうからである。

また、書面の保管義務は、書面を保管することによって、事実関係を明確にし、適正処理を確保するとともに、後の違反行為があった際に調査の資料とする趣旨で設けられたものであるが、これらの趣旨も会社が不存在となる以上、書面を保管していても實際上意味がなくなるからである。この点、環境省に問い合わせてみたところ、同様の回答を得ている。

そこで、会社の法人格が消滅した場合には、保管義務はなくなると考えられるが、とりあえず、誰かが保管しておくという場合には、やはり解散時の代表取締役が保管することになるだろう。

お江戸ぶらぶら歩る記



＝お江戸の名所旧跡＝

大田区馬込地区に女士記念館巡る

春日神社の社務所脇から神社脇を平行に走る道を出て左にしばらく行くと、神社裏手にあったと同様の「いにしへの東海道」と記されたり立派な石の標識が立っている。



「いにしへの東海道」の表示

土地の人に聞くと、「平間街道が一般的ですよ」との答えであった。

その下には「この道は時代により奥州街道、相州鎌倉街道、平間街道、池上往還などと呼ばれていた古道です」との注釈が書かれていた。



龍子記念館の正面

その先の路地を右にとり、突きあたりを左に行くと十字路の左手に「龍子記念館」がある。正確には「大田区立龍子記念館」であり、この程、耐震工事を終えリニューアルオープンした。その門出として平成24年（2012）の干支・龍にちなみ川端龍子の代表作のひとつである「臥龍」のほか、数々の名作が展示された。

「臥龍」は昭和20年、終戦の報を聞いた龍子がそれまで描いていた作品の製作



昭和20年に描かれた「臥龍」

を中止し、急遽自分の信条を表現するために描いた作品といわれる。また、その年、あらゆる美術団体が活動を停止したなかで、唯一、龍子の主催する「青龍社」だけが展覧会を開催し、そこへ出品した記念碑的な作品であった、とのエピソードも伝えられている。

また、併せて龍子が俳句雑誌「冬扇」に寄せた挿画原画などが今回初めて展示されている。元来、龍子宅で開催されていた句会で、龍子による席画（宴席上などで人々の集う前で即興的に描かれた作品）であったという。

なお、近くにある龍子の旧宅、アトリエのある龍子公園は、開館日の11時と14時のみ職員が解説しながら案内してくれるが、それ以外は入園できない。

龍子記念館を出て左手に行くと、馬込桜並木通りと称される広い新しい通りに出る。その道をちょっと行った大田区中央5-4-2に黒鶴稲荷神社、またの名を東閑森稲荷神社ともいわれる小社がある。祭神は豊宇氣比売命（とようけひめのみこと）・宇迦御魂命（うかのみたまのみこと）で創建の年代は不明。伝えられるところによると昔、この地の領主が黒鶴を捕まえて、徳川將軍家へ献上したところ、これを賞されたことから、この地に祀られ桐ヶ谷村の鎮守を「黒鶴稲荷」と呼ばれるようになった、という。境内は古木が茂っており鎮守の杜らしい雰囲気である。

桜並木通りを更に進んでいくと右手にコンビニ（セブンイレブン）があり、この店の手前を右折して坂を上って行くと左手の高台に「大田区立 熊谷恒子記念

館」がある。



熊谷邸玄関と胸像

熊谷恒子（1893～1986）は女流書道家で、京都市で出生、1951年に日本書道美術院理事、1957年に堅香子会主宰、1965年に当時の皇太子妃美智子殿下（現皇后陛下）にご進講、1980年に勲4等宝冠章受賞、1986年9月30日、大田区に於て93歳で逝去。



記念館の紹介板

熊谷恒子が究めた書は、平安期の藤原行成、紀貫之といった能書に基づく、いわば上代様の流れを根底に汲み、その上で自らの書風を作り上げたものと言われる。一方で江戸末期から明治初期に活躍した女流歌人・太田垣連月（1791～1875）の詠んだ歌について数多くの作品を残している。連月の歌を終世にわたり書き続けたのは、連月の歌意に惹かれたのは勿論のこと、独自の書風を作り上げた連月の書への姿勢を、自らに重ねたのではないかと推察されている。記念館は生前住んでいた家を記念館として改修、入り口に熊谷恒子の銅像と展示を示す紹介の石柱が印象的だった。

（この項続く 明）

事務局だより

もう4月、早いな。新年度が始まったが、これを機会に新鮮な気持ちで取り組んでいこうと思う。そこで忘れてはならないことがある。東日本大震災である。あれから1年、新聞報道などによれば、あの震災で2000人を超える親を失った子供、1200もの親を失った世帯が生じてしまったという。これほど恐ろしいことがこの世の中にあるのだろうか。到底一つの災害というだけでは済まされないものであり、済ましてはならない。あの時の地震は思い出したくないが、私たちに何ができたのであろうか。現地では、今も必死の捜索が続いていると聞く。その作業に従事している方は、ストレスを抱えながらも先が見えない中で家族のもとへ一日も早く返してあげたいというその一心で精一杯きめ細かな配慮を続けているそうだ。この気持ちになろうとしてもなれるものではないが、心のどこかに、いつも持ち続けるという努力はできるのではないだろうか。この努力を一人ひとりが惜しむことなくやっ

くことが被災地の復興や防災対策のエネルギーとなり、国民全体での支援に拡大していく。支援の終わりではなく始まりなのだ。このことは、しっかりと心に留めておきたい。

それともう一つ、宮城県山元町での犬の話。Aさんは震災当日、家に家族がいないかどうか確認に戻ったが、その時、犬は鎖で繋がれたままになっていた。後でまた来て犬をつれていこうと思ったそうだ。ところが、まもなく津波で一帯が流されてしまった。なすすべもなく棒立ちになり、それからというもの罪の意識をずっと抱えて過ごした。9ヶ月半たったある日、偶然犬を連れて散歩する人に出会った。犬の歩き方がそっくりだった。もしかして…近寄ると、犬も主人をすぐにわかったそうで、再会したのは、12月26日だった。何があってもあきらめないことだ。24年度も会員一丸となって活発な委員会活動等を行い、25年度の新法人にバトンタッチしていきましょう。

(井野)

編集後記

昨年4月号では電力の供給量の減少に対してのことを記載しました。あれから1年経過し、計画停電はないにしろ、状況は基本線では変わって来ていません。省電力については一般家庭を中心に消費量を削減する努力が継続しています。そこへ料金の値上げですので益々もって生活防衛のため、使用量の節約に努めなければなりません。原発の運転再開の議論が活発化しているようですが、崩壊した安全神話を修復することは極めて難しい状況のようです。一方で最近の報道に散見されますが、使用済み燃料の処理についても決めなければならない状況にあります。

協会では東京都の主導のもとで災害廃棄物の処理に協力もしておりますが、もっと民間として出来ることか模索検討中です。

やっと春の花々が盛りを迎えました。その年によって時期が多少前後しますが、動植物の活動は人

間の活動と比較すると極めて正直と想いますが、皆様はどのように感じておられるのでしょうか。千年以上生きている植物もあります。人間に対してどのような印象をもっているか聞けるなら聞いてみたいような気がします。

この号が皆様のお手元に届く1ヵ月後の5月23日には第57回定時総会が開催されます。今回は定款の改定決議を行う必要がありますので、どうか、是非とも出席頂ければと想っております。前回の総会で改定案をお示しましたが、協会事務局への当該案に対するご意見は少ないようです。皆様の協会ですのでどうか、積極的なご参画をお願い申し上げます。

もっとも過ごしやすい季節です。のんびりと過ごしたくもなりますが、のんびりしないで次の手立てを考え実行しようではありませんか。暑くなりまた寒くなるとどうしても活動するのが億劫になりがちです。(乙顔)

とうきょうさんぱい 2012 第260号

発行人 高橋 俊 美
 企画・編集 広報 委員 会
 発行所 観東京産業廃棄物協会
 〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
 柿沼ビル7F
 TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
 http://www.tosankyo.or.jp/
 E-mail; info@tosankyo.or.jp
 印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与することを目的として設立されており、収集運搬及び処分業の許可を受けている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くこととなりますので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお送りいたします。

社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
 TEL(03)5283-5455 FAX(03)5283-5592
 http://www.tosankyo.or.jp/

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上



不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム



置き床・家具等
に使用



パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？

私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！

木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



東京ボード工業株式会社

本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137

新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525

埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562

横浜エコロジー株式会社

〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154

ティー・ビー・ロジスティクス株式会社

〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315

TB関西物流株式会社

〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667

私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます